# 特定非営利活動法人 数理の翼 定款

## 第１章　総則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人数理の翼 と称する。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市博多区に置く。

2　この法人は、従たる事務所を東京都港区に置く。

## 第２章　目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は、会員相互の協力により科学に対する広範な知識、知見を提供し、科学に対して興味を持つ児童、生徒、学生に対して、次世代を担う人材としてその育成を行うこと、および、それに関連して、広く不特定多数の市民、団体等に対して科学に関する提言や啓発活動を行い、もって、社会教育、子どもの健全育成などの公益の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) 子どもの健全育成を図る活動

(3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

1　科学に関する資料の収集及び調査研究

2　科学に関する教育

3　科学に関する助言または支援、協力

4　科学に関する諸外国支援および国際協力

5　この法人の事業に必要な資料の編纂および刊行

## 第３章　会員

（種別）

第6条　この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し活動に協力する個人および団体

（入会）

第7条　正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 科学に対する強い興味を持ち、この法人の活動に積極的に参加可能であること

(2) 社員総会に参加可能なこと

(3) 第 11 条に規定する事由に該当しないこと

2　正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により､理事長に申し込むものとし､理事長は、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4　賛助会員は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条　正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条　会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 本人から退会の申出があったとき。

(2) 本人が死亡、または 1 年以上所在が不明のとき、または、会員である法人・団体が消滅したとき。

(3) 継続して 3 年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 法 20 条に該当するとき。

（退会）

第10条　正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が、次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) この法人の名称、この法人の社員の名称を営利活動に使用したとき、また、その恐れのあるとき。

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1) 理事　　3 名以上

(2) 監事　　1 名以上

2　理事のうち、１人を理事長、1 人を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において正会員から選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障その他のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2　職員は、理事長が任免する。

## 第５章　総会

（種別）

第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその重大な変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条　通常総会は、毎年１回開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、FAX 又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

（定足数）

第27条　総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条　総会における決議事項は、第 25 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（文書表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

## 第６章　理事会

（構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、FAX 又は電磁的方法をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときには、第 15 条 2 項の規定による。

（議決）

第36条　理事会における議決事項は、第 34 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事又は監事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面、FAX 又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（文書表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

3　前２項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

## 第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生ずる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

（資産の管理）

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第42条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第43条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第44条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第45条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第46条　この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

（臨機の措置）

第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条　この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届出なければならない。

（解散）

第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産開始手続きの決定

(6) 所轄庁による認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

**（残余財産の帰属）**

第50条　この法人が解散（合併又は破産開始手続きの決定による解散を除く。）したときに残存する財産の帰属先は総会において議決する。

**（合併）**

第51条　この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第９章　公告の方法

**（公告の方法）**

第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第10章　雑則

**（細則）**

第53条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附　則

1　この定款は、この法人の成立の日（平成13年10月12日）から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | |
|---|---|
| 理事長 | 小田 信二 |
| 副理事長 | 永井 礼正 |
| 理事 | 秋田 純一 |
| 同 | 泉　俊輔 |
| 同 | 内村 太郎 |
| 同 | 川村 智 |
| 同 | 児島 幸良 |
| 同 | 島田 敏宏 |
| 同 | 瀬々 潤 |
| 同 | 田中 穣 |
| 同 | 溝口 佳寛 |
| 同 | 山田 昌子 |
| 監事 | 美馬 義亮 |
| 同 | 高安 美佐子 |

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年10月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年9月30日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　入会金　正会員　10,000円
　　賛助会員　10,000円（1口、1口以上）

(2)　年会費　正会員　　5,000 円
　　賛助会員　5,000 円(1 口、1 口以上)

## 附　則

この定款の改正は、平成 14 年 11 月 28 日から施行する。

2　平成 18 年 11 月 18 日一部変更

3　平成 24 年 12 月 16 日一部変更

4　平成 26 年　7 月 25 日一部変更

5　平成 28 年　2 月 23 日一部変更

6　平成 29 年　3 月　7 日一部変更

7　令和　2 年 11 月 21 日一部変更

8　令和　6 年 2 月 16 日一部変更

この写しは所轄庁より認証を受けた当法人の定款に相違ない。

特定非営利活動法人 数理の翼
理 事　　刑部 好弘